

障害が窺われる生活困窮者等への支援

生活困窮者自立支援制度
における就労支援

生活保護受給者に対
する就労支援

自立相談支援事業 (903自治体)

市町村
都道府県

受託事業者

- ・就労に関する相談・助言
- ・支援プラン作成
- ・就労支援
(就労体験先の開拓、HW
同行等)

認定就労訓練事業 (1,509事業所)

- ・中間的就労
(雇用型、非雇用型)

就労準備支援事業 (435自治体)

- ・日常生活習慣の改善等

市町村
都道府県

受託事業者

ケースワークによる 就労支援

市町村
都道府県

被保護者就労支援事業

- ・就労に関する相談・助言
- ・就労支援
(就労体験先の開拓、HW
同行等)

認定就労訓練事業

- ※ 保護受給者も利用可能

被保護者就労 準備支援事業

- ・日常生活習慣の改善等

市町村
都道府県

受託事業者

障害者就業・生活支援センター
運営法人等

生活支援担当者 (社会・援護局)

障害者就業・生活支援センター

就業支援担当者 (職業安定局)
(50名配置予定)

支援依頼

具体的な支援内容

- ① 自立相談支援機関、福祉事務所に対する助言(出張相談)
 - ・障害が窺われる方への対応等に関する相談・助言
 - ・就労体験や中間的就労の受入事業所の開拓に関する相談・助言
- ② 障害が窺われる方との面談や支援プラン策定の場への同席(※要本人同意)
- ③ 就労体験や中間的就労にあたっての受入事業所や支援対象者本人への助言、訓練への同行(※要本人同意)
- ④ 関係機関との合同(出張)相談会の実施

就労後の定着支援は、原則、本人が障害を受容し、センターの支援を希望(登録)した場合に実施

支援

※ 就労準備支援事業については自立相談支援機関(都道府県・市町村)を交えた助言を実施

相談

障害が窺われる生活困窮者・生活保護受給者